

青 森 県

特定家畜伝染病対策マニュアル

【口蹄疫等防疫対応編】

令 和 6 年 2 月
青 森 県

— 目 次 —

1 防疫方針	1
2 平時における防疫体制の整備	2
(1) 農場ごとの防疫計画の作成	2
(2) 防疫資材の点検と確保	2
(3) 危機対策本部地方支部の運営方法等の検討	2
3 異常家畜等の発見及び検査の実施	4
(1) 家畜の所有者等からの届出等を受けた時の対応	4
(2) 農場等での検査	7
(3) 疑い事例発生時の対応	9
(4) 病性鑑定検査	14
(5) その他	14
4 病性決定時の措置	15
(1) 現地家保	15
(2) 現地地域農林水産部	15
(3) 他地域農林水産部及び他家保	15
(4) 畜産課	16
5 発生農場における防疫措置	17
(1) と殺（殺処分）	17
(2) 死体の処理	17
(3) 汚染物品の処理	18
(4) 畜舎等の消毒	19
(5) と畜場等における防疫措置	19
(6) 家畜の評価	19
6 通行の制限又は遮断	20
7 移動制限区域及び搬出制限区域	21
(1) 制限区域の設定	21
(2) 対象家畜の所有者等への連絡	21

(3) 制限区域内の農場等への指導	21
(4) 制限区域の変更	22
(5) 制限区域の解除	22
(6) 制限の対象	23
(7) 制限の対象外	23
8 家畜集合施設の開催等の制限	25
(1) 制限事項	25
(2) 制限の対象外	25
9 消毒ポイントの設置	26
(1) 設置	26
(2) 設置場所の見直し	26
(3) 運営	26
10 ウイルス浸潤状況の確認	27
(1) 疫学調査	27
(2) 疫学関連家畜	28
(3) 制限区域内の周辺農場の検査	29
(4) 検査員の遵守事項	30
11 ワクチン	31
12 その他	32
(1) 発生原因の究明	32
(2) 家畜の所有者及び防疫従事者への対応	32

1 防疫方針

口蹄疫等の特定家畜伝染病は、伝播力が極めて強く、特に、口蹄疫は急速に感染が拡大し、地域全体に甚大な被害をもたらす。そのため、口蹄疫等の症状を呈する家畜(以下「異常家畜」という。)の発見から防疫対応に至るまでの初動防疫を迅速に実施することが、本病のまん延を防止する観点から極めて重要である。

したがって、家畜の所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)に対し、家畜の健康観察、その記録等の飼養衛生管理基準を遵守するとともに、口蹄疫等が疑われる症状を呈している家畜を発見した場合には、直ちに家畜保健衛生所(以下「家保」という。)に届け出るなど、早期発見、早期通報に努めるよう指導する。

また、発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、発生農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒により、まん延防止及び早期収束を図ることを防疫の基本とする。

2 平時における防疫体制の整備

(1) 農場ごとの防疫計画の作成

発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、家保は、農場ごとに防疫対応を実施する上で必要な情報（以下「防疫計画」という。）を整理するとともに、地域県民局、市町村、家畜飼養農場、関係団体等と協力し、より具体的な内容となるよう、防疫計画の精度向上に取り組む。

ア 対象農場

全ての豚及びいのしし飼養農場と牛の大規模農場を対象とする。

イ 防疫計画に盛り込む事項

畜舎構造や規模に応じた殺処分作業の進め方及び発生農場班の編成、資材の準備、埋却地等への動線、乗り入れ可能な重機等の選定など、防疫作業を効率的かつ安全に進めるために重要な事項について調査し、以下の事項を防疫計画に盛り込むこととする。

(ア) 発生農場の情報

- ・ 地理的情報（道幅、水源、隣接地の所有者等）を把握し、農場及び埋却地を含む周辺の見取図（道路を含む）
- ・ 飼養形態及び家畜舎ごとの飼養羽数
- ・ 家畜の糞、死亡家畜の集積状況（場所、通常時における容積等）
- ・ 飼料タンクの容積、数等
- ・ 重機や運搬用車両の必要台数、調達方法、作業動線等
- ・ 防疫措置に必要な資材の量と搬入場所
- ・ 埋却候補地の状況（場所、面積等）
- ・ 埋却候補地への輸送方法（重機、運搬用車両）

(イ) 発生農場周辺情報

- ・ 通行制限の必要性、通行制限の予定区間
- ・ 消毒ポイントの設置場所、必要な資材、必要人数
- ・ 消毒ポイント設置予定場所の地権者からの承諾

(ウ) 現場事務所

- ・ 設置場所と面積、必要資材（椅子、暖房機器、照明、給水、仮設トイレ等）の調査

ウ 寒冷時に備えた対策

各防疫拠点の除雪方法及び委託先や、消毒薬の凍結防止対策等について事前に計画を作成する。

エ 現地調査の実施

必要に応じて農場、埋却候補地、集合施設、消毒ポイント設置場所等の現地調査等を行う。

オ 防疫計画の更新

農場の飼養状況の変更等により防疫計画を修正する必要が生じたときには、速やかに更新する。

(2) 防疫資材の点検と確保

家保は、備蓄資材の数量及び資材の状態を点検・確認するとともに、劣化等が認められた資材は更新する。

(3) 危機対策本部地方支部の運営方法等の検討

ア 危機対策本部地方支部の運営方法

特定家畜伝染病の発生に係る危機対策本部地方支部の設置場所、必要機材、危機対策本部地方支部会議の運営方法等について確認しておく。

- イ 集合施設から発生農場に防疫従事者等を輸送する手段の確保
平時からバス、公用車、タクシー、市町村有の車両等の手配を検討し、発生時における防疫従事者の輸送手段の確保について了解を得る。
- ウ 市町村・関係団体との協力体制
市町村・関係団体等に、県が行う家畜の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力するよう依頼し、協力体制を構築する。

3 異常家畜等の発見及び検査の実施

(1) 家畜の所有者等からの届出等を受けた時の対応

ア 家保における緊急対応

家保は、所有者、獣医師等（以下「関係者等」という。）から、特定症状を示す異常家畜の届出等を受けたときは、直ちに次の（ア）から（ウ）の対応を行う。

なお、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第5条、第31条又は第51条の規定に基づく検査時に異常家畜を発見した場合においてもこれに準ずる。

※【参考】法第13条の2の第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する症状（特定症状）

1 口蹄疫

- (1) 39.0°C以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0°C以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
- (2) 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- (3) 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

2 豚熱及びアフリカ豚熱

- (1) 耳翼、下腹部四肢等に紫斑があること。
- (2) 同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合にはこの限りではない。

- ア 摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退
- イ 便秘、下痢
- ウ 結膜炎（目やに）
- エ 歩行困難、後軀麻痺、けいれん
- オ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
- カ 流死産等の異常産の発生
- キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

- (3) 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚が突然死すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合には、この限りではない。

- (4) 血液検査を実施した場合において、同一の畜舎内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球の減少（1万個未満/ μ l）又は好中球の各の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱及びアフリカ豚熱外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

- (ア) 関係者等からの通報を受けた家保（以下「現地家保」という。）の家畜防疫員は、当該通報に係る事項を別記様式1「異常家畜の届出を受けた際の報告」（口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針）に沿って正確に記録する。
- ・さらに緊急的な措置について次の1から4の指導を行い、家畜の所有者等に現地到着時刻を連絡する。なお、必要に応じて「指導事項」についてはファクシミリで送信し、緊急対応について指導する。
 - ・関係者等からの通報を受けた家畜防疫員は、家保長に当該通報のあった旨を報告し、様式1を畜産課にファクシミリや電子メール（以下「ファクシミリ等」という。）で送信するとともに、その概要、現地到着時刻及びその後の連絡方法について電話で連絡する。
- (イ) 現地家保長は、家畜防疫員に必要な用具を携行させ、原則として通報から2時間以内に当該農場に到着させるとともに、管内出張中の家畜防疫員を全て帰庁させる。
- (ウ) 現地家保長は、当該農場に立ちに入る家畜防疫員や畜産課との連絡担当者を配置するとともに、現地周辺の飼養状況等の関連資料の準備を職員に指示する。連絡担当者は、畜産課にファクシミリ等で定期的にその後の状況を連絡する。

【指導事項】

1 家畜の所有者等に対する指導事項

- (1) 偶蹄類以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。
- (2) 当該農場の排水については、適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
- (3) 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (4) 農場外に物を搬出しないこと。家畜の所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (5) 異常家畜及び当該家畜の生乳、精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜と接触することができないようにすること。

2 獣医師に対する指導又は依頼事項

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、口蹄疫等ウイルスの拡散を防止するよう(1)から(5)までの助言及び指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 口蹄疫や豚熱等の特定家畜伝染病と判明した場合には、異常家畜を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

3 家畜市場から通報があった場合の措置事項

- (1) 家畜の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。

- (3) 従業員等（異常家畜の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下家畜市場から届出があった場合において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び（1）の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の（1）から（5）までの助言及び指導を行うこと。
- (6) 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を特定すること。
- (8) 口蹄疫と判明した場合には、市場入場者は、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に立ち入らないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

4 と畜場から通報があった場合の措置事項

- (1) 異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常家畜の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下と畜場から届出があった場合において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び（1）の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の（1）から（5）までの指導を行うこと。
- (6) 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 口蹄疫と判明した場合には、と畜場入場者は、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に立ち入らないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

イ 畜産課における緊急対応

畜産課は、家保から異常家畜等の通報により緊急対応を行う報告があった場合、直ちに次の対応を行う。

- (ア) 畜産課は、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に事例の概要を連絡するとともに、防疫指針様式2を電子メールまたはファクシミリ等で送付する。
- (イ) 畜産課は、青森家保病性鑑定課（以下「病性鑑定課」という。）に連絡し、概要を伝達するとともに、検査担当職員の待機と検査の準備を指示する。

(2) 農場等での検査

現地家保の家畜防疫員は、口蹄疫等である可能性を念頭に置き、的確な聞き取り調査と臨床検査、病性鑑定材料の採取、病原体の飛散防止に配慮した立入検査を実施する。

ア 緊急立入準備

3の(1)の口蹄疫等を疑う届出等があった場合、家畜防疫員は病性鑑定用資材の点検と病性鑑定の準備を行う。

イ 出動

立入りは、家保の衛生指導課員（青森家保にあっては病性鑑定課員）を中心に、原則として採材係2名、搬入係1名の3名で班を編成し、2台の車に分乗、病性鑑定用資材を携行して農場へ急行する。

ウ 立入検査

立入検査の実施に当たっては、採材係、搬入係、現地家保、病性鑑定課及び畜産課は、次の措置を実施する。

(ア) 採材係

- ① 農場周辺に到着後、車は農場敷地外に駐車し、搬入係1名は車両とともに敷地外で待機する。採材係は感染防護具（防護服、マスク、ゴーグル、手袋等：以下「PPE」という）を着用し、現地に携行した用具を持って立入検査を実施する。なお、立入を開始する旨を、現地家保に連絡する。
- ② 採材係は当該農場に入ってから直ちに、家畜の所有者等に検査方法について説明する。さらに、通報の内容を確認し、異常畜及び同居畜の体温測定、鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査を実施する。その際、すべての異常畜（異常畜が多数の場合は代表的な数頭）の病変部位や群の状況についてデジタルカメラ等で鮮明かつ十分に撮影する。
- ③ 家畜の臨床症状を確認し、本病の可能性が否定できない場合には、現地で行った臨床検査について「異常家畜の症状等に関する報告」（指針別紙様式2）及び聞き取り及び農場の記録により確認した「異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告」（指針別記様式3）の調査結果並びに判断の根拠を家保の連絡担当者に電話で連絡し、病性鑑定材料を採取することを連絡する。
- ④ 臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告及び撮影した写真を携帯電話及びカメラのWi-Fi機能等を利用して家保へ電子メールで送信し、家保は畜産課に鮮明な画像等を選択して送信する。
- ⑤ 畜産課は、別記様式2と④の画像を動物衛生課に報告する。
- ⑥ ⑤の報告により、国により採材、材料の詳細を指示された場合には、指示された頭数の病性鑑定材料を適切に採取するとともに、死亡家畜及び異常家畜のそれぞれ複数頭を対象とした解剖を行うため、現地家保の連絡担当者に連絡する。
- ⑧ 病性鑑定材料及び豚熱及びアフリカ豚熱、牛痘、牛肺疫にあっては解剖のための家畜を密閉コンテナー等に入れ、容器等の周囲を適切に消毒した後、搬入係に手渡す。
- ⑨ 病性鑑定材料を搬出した後は、次の措置を講ずる。
 - a 家畜の飼養者等に、法第32条第1条の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を自粛するよう指示する。

- ・生きた家畜
 - ・生乳
 - ・採取された精液及び受精卵
 - ・家畜の死体
 - ・家畜の排せつ物等
 - ・敷料、飼料及び家畜飼養器具
- b 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- c 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
- d 当該農場に関する過去の一定期間における次の情報について調査し、現地家保に速やかに報告する。
- ・家畜の移動履歴
 - ・当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲
 - 農場主、従業員、獣医師及び人工授精師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
 - ・家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡家畜回収車両及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両
 - ・飼料給与の状況
 - ・堆肥の出荷先
 - ・生乳の出荷先
 - ・精液及び受精卵の出荷先

【過去の一定期間】

口蹄疫：21日間、豚熱：28日間、アフリカ豚熱：22日間

牛痘：28日間、牛肺痘：63日間

- ⑦ 聞き取り内容や臨床症状等から、口蹄疫等を否定することができると判断した場合には、その明確な根拠を現地家保の連絡担当者に報告するとともに、現地家保長及び畜産課の了承を得た後、帰庁する。

(イ) 搬入係

- ① 農場周辺に到着後、車両とともに敷地外で待機する。
- ② 採材係から病性鑑定材料を受け取った際には、材料の詳細及び農場出発時間等を現地家保の連絡担当者に連絡する。
- ③ 採材係は応急的に農場消毒を実施する。また、口蹄疫等と決定した場合を想定し、発生地班としての対応方針を検討する。

搬入係は、材料容器の周囲を再度消毒し、現地家畜保健衛生所または青森家畜保健衛生所に搬入する。また、口蹄疫にあっては、最寄の新幹線駅において、畜産課材料搬送係に材料を手渡し動物衛生研究部門に搬入する。畜産課は、予め家保の連絡担当者と打合せのうえ、「病性鑑定依頼書」(防疫指針別記様式3)を準備し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門海外病研究部拠点(東京都小平市)(以下「動物衛生研究部門」という。)へ材料を搬入する。

【参考資料12：病性鑑定材料の運搬方法】

なお、本病がまん延した場合の搬入方法は、動物衛生課と協議し別に取り決める。

(ウ) 現地家保

- ① 疑い事例により採材をおこなった場合や家保の検査が陽性となった場合には、結果により報道発表することを念頭に置き、現地情報連絡会議の開催や、消毒ポイント及び移動制限区域の設定等について準備する。
- ② 採材係及び搬入係からの情報を取りまとめ、速やかに、畜産課に電話又はファクシミリ等で連絡する。

- ③ 採材係から様式3-1（防疫指針様式4-1）等の資料の送付があった場合には、直ちに畜産課及び病性鑑定課にファクシミリ等により送信する。
- ④ 立入調査班からの画像を動物衛生課に送付し、検査材料を採材することになった場合には、この内容について当該農場を管轄する地域県民局（以下「現地地域県民局」という。）地域農林水産部長に伝達する。

（エ）畜産課

- ① 疑い事例により採材をおこなった場合や家保の検査で陽性となった場合には、報道発表することを念頭に置き、府内情報連絡会議の開催や報道発表等について準備する。
- ② 立入りした家畜防疫員による臨床検査の結果、特定症状を呈する家畜が確認された場合には、死亡頭数の推移及び異常家畜の情報について、直ちに動物衛生課に報告するとともに、報道発表する旨を伝達し、調整する。
- ③ （ア）⑨のd及び検査のスケジュールについて、現地家保から情報を取りまとめ、動物衛生課に報告する。

（オ）病性鑑定課

- ① 病性検査の準備を進めるとともに、病性鑑定材料の受渡し等の詳細について、現地家保と連絡調整する。
- ② 疑い事例が発生した場合には、出張中の課員を帰庁させ、豚熱及びアフリカ豚熱遺伝子検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査をいう。以下「遺伝子検査」という。）結果が陽性となった場合に備えた検査の準備を進める。
- ③ 病性鑑定材料を受け取った際は、速やかに検査を実施するとともに、畜産課に連絡し、検体の到着時刻と検査の終了予定時刻を連絡する。

（3）疑い事例発生時の対応（口蹄疫の材料送付時、その他にあっては、家保遺伝子検査陽性時）

畜産課、現地家保、現地家保以外の家保（以下、「他家保」という。）及び当該地域県民局は、口蹄疫等と判定された場合に備え、次の措置を講ずる。

ア 現地家保

（ア）現地情報連絡会議と危機対策本部地方支部の準備

現地地域農林水産部に連絡し、現地情報連絡会議構成員の招集、現地情報連絡会議の開催、危機対策本部地方支部の設置準備を依頼する。

（イ）関係者への連絡

市町村と協力し、対象家畜※飼養農場、関係団体等に報道発表された事例の概要等をファクシミリ等により通知するとともに、家畜飼養者に対し、病原体の侵入防止対策と異常家畜確認時の迅速な通報を再徹底するよう指導する。

※対象家畜

口蹄疫：牛、豚、山羊、めん羊、いのしし、しか

豚熱、アフリカ豚熱：豚、いのしし

牛痘：牛、水牛、めん羊、山羊

牛肺疫：牛、水牛、しか

（イ）管内の家疾病対象家畜の飼養状況と異常の有無の確認

市町村と協力し、電話、ファクシミリ等により、管内の対象家畜の飼養状況を確認するとともに、家畜の異常の有無を調査する。

（エ）県職員動員数の報告

動員方針に基づく発生農場数及び飼養頭数に応じた県職員動員数を畜産課に報告する。

（オ）防疫対策チームの派遣

発生農場への防疫対策チームの派遣が必要と判断した場合は、畜産課衛生・安全グループに派遣を要請する。

(カ) 発生状況確認検査計画及び家畜防疫員数の試算

周辺農場における飼養状況を調査して発生状況確認検査の計画を作成し、検査に必要な家畜防疫員数を試算する。なお、現地家保において発生状況確認検査に必要な家畜防疫員数が不足する場合は、畜産課に他家保からの派遣を要請する。

(キ) 事前の農場調査（事前調査班）

① 事前調査班を編成し、防疫作業全体を円滑かつ効率的に進めるために、発生農場の防疫計画を基に畜舎構造や周辺環境を事前に調査する。

また、畜舎構造や規模に応じた殺処分作業の進め方及び発生農場班の編成、地勢、気象等の条件に応じた基本動員計画の過不足、資材の準備、埋却地等への動線、乗り入れ可能な重機等の選定など、防疫作業を効率的かつ安全に進めるために重要な事項に関して判断する。

② 事前調査班の構成員は、発生農場班長（家保職員）、現場事務所班長（地域農林水産部職員）とし、必要に応じて市町村担当者を加えるものとする。

また、発生農場近隣に埋却する場合は埋却（焼却）班長（地域農林水産部職員）も構成員とする。

③ 事前調査班は、発生農場に出向き、あらかじめ準備した農場防疫計画の再確認又は修正を行う。

④ 事前調査班は、調査結果を写真に撮り、携帯電話、メール等により家保又は地域農林水産部畜産課（農業普及振興室）に報告し、情報を共有する。

(ク) 防疫資材の点検と確保

必要となる防疫資材の数量を試算し、備蓄資材の数量及び資材の状態を点検・確認するとともに、不足する資材の調達方法を検討する。また、発生農場の近隣に、防疫資材置場を設置する場所を選定する。

(ケ) 通行の制限等の準備

地域農林水産部と協力し、法第15条に基づく通行の制限又は遮断を行う場所を検討する。

(コ) その他

① 管轄の県民局等関係機関に本病を疑う疾病の発生について随時情報提供する。

② 発生農場の防疫拠点となる現場事務所の設置場所や指揮命令系統を検討する。

(サ) 緊急消毒ポイント設置の要請

緊急消毒ポイントの設置場所を決定し、現地地域農林水産部に報告する。

(シ) 移動制限区域等及び消毒ポイント設定の準備

移動制限及び搬出制限区域について、防疫マップを用い、当該市町村と協力して設定するとともに、区域内の対象家畜飼養農場及び関連施設をリストアップする。また、制限区域の出口に消毒ポイントの設置場所を決定し、現地地域農林水産部に報告する。

(ス) 追跡調査

採材係は当該農場において、症状の経過、対象家畜の飼養状況、対象家畜及び物品の移動状況等を引き続き調査するとともに、農家台帳の内容を確認する

(セ) 畜産課への報告

上記（ア）から（ス）の事項について順次取りまとめ、速やかに畜産課に報告する。

イ 他家保

(ア) 家畜防疫員等の待機

現地家保以外の家保長は、出張している職員を呼び戻すとともに、全職員に対し、事務

所での待機を指示する。

(イ) 関係者への連絡

地域農林水産部と協力し、現地情報連絡会議構成員、関係団体等に報道発表された事例の概要等をファクシミリ等により通知する。

(ウ) 管内の対象家畜飼養状況と異常の有無の確認

市町村と協力し、対象家畜飼養農場に対し、報道発表された事例の概要等をファクシミリ等で通知する。また、家畜の飼養状況と家きんの異常の有無を調査するとともに、対象飼養者に対し、病原体の侵入防止対策と異常家畜確認時の迅速な通報を再徹底するよう指導する。

(エ) 防疫資材の点検・確認

家保で保有する防疫資材の数量及び状態を確認し、現地家保に提供可能な資材をリストアップする。

(オ) 防疫対策チームの派遣

畜産課から防疫対策チームの派遣要請があった場合には、現地家保にチーム員を派遣する。

ウ 現地地域農林水産部

(ア) 現地情報連絡会議と危機対策本部地方支部の準備

現地地域農林水産部は、現地情報連絡会議構成員を招集し、現地情報連絡会議を開催し、情報共有するとともに、県民局の各部署の役割を確認する。また、危機対策本部地方支部の設置を準備する。

(イ) 移動制限区域等及び消毒ポイントの報告

移動制限区域、搬出制限区域及び消毒ポイントについて、現地家保が設定した内容を畜産課に報告する。

(ウ) 緊急消毒ポイントの設置

農業普及振興室は、現地家保から報告のあった緊急消毒ポイントについて道路占用許可等の必要な手続について確認、設置し、県民局職員とともに運営を開始する。

(エ) 制限区域消毒ポイントの準備

緊急及び現地家保が選定した制限区域消毒ポイントについて、農業普及振興室は、道路占用許可等の必要な手続について確認し、当該市町村等の協力を得て、地権者の承諾を得る準備をする。

(オ) 防疫従事者の集合施設及び健康調査会場の準備

動員された防疫従事者を受け付ける集合施設及び健康調査の会場を検討する。

(カ) 支援グループの派遣

危機対策本部地方支部への支援グループの派遣が必要と判断した場合は、畜産課衛生・安全グループに派遣を要請する。

(キ) 畜産課への報告

上記(ア)から(カ)の事項について順次取りまとめ、現地家保と協議した上で、速やかに畜産課に報告する。

エ 他地域農林水産部

(ア) 防疫従事者の動員に備えた準備

局内からの防疫従事者の動員に備え、参集可能な職員をリストアップする。

(イ) 関係者への連絡

現地情報連絡会議構成員、関係団体等に報道発表された事例の概要等をファクシミリ等により通知する。また、必要に応じて現地情報連絡会議を開催し、関係者との情報共有を

図る。

(ウ) 支援グループの派遣

畜産課から支援グループ員の派遣要請があった場合には、危機対策本部地方支部にグループ員を派遣する。

オ 畜産課

(ア) 庁内情報連絡会議の開催

庁内連絡会議構成員に連絡し、庁内情報連絡会議を開催する。

(イ) 他家保への情報伝達と指示

他家保に事例の概要等について情報提供するとともに、家畜防疫員の待機と、緊急連絡網及び防疫資材の調達と点検を指示する。

(ウ) 近隣県への情報提供

動物衛生課に確認した上で、近隣県に事例の概要等について情報提供する。

(エ) 公表及び報道対応

畜産課は、農林水産政策課に必要な情報を提供するとともに、次の対応を依頼する。

- ① 知事(知事が不在の場合、報道監(農林水産部次長))が、事例の概要、家保遺伝子検査結果、今後の検査予定及び防疫方針等について動物衛生課と調整を図り、報道機関に公表する。
- ② 公表に当たっては、病性確定前であることを十分に説明するとともに、口蹄疫等である場合には、人・車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。
- ③ 発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、当該農場の名称等の公表は差し控える。
- ④ これまで感染した家畜の肉等を食べることにより人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。
- ⑤ 報道機関等に対し、次の事項について協力を求める。
 - ・プライバシーの保護に十分配慮すること
 - ・発生農場には近づかないなど、感染拡大防止及び防疫作業の支障にならないようにすること。
- ⑥ 報道機関に対し、情報を集約し必要に応じて資料を配布するほか、定期的に広報用資料を配布することを説明し、畜産課等の関係課への直接の取材は避けるよう依頼する。
- ⑦ 公表する内容について、関係部局、県警察本部、自衛隊、市町村及び次の関係機関・団体に文書で情報提供するとともに、防疫活動に対しての協力を要請する。

【畜産関係団体等】

- ① 協会等 公益社団法人青森県獣医師会、一般社団法人青森県畜産協会、一般社団法人青森県配合飼料価格安定基金協会、一般社団法人青森県畜産・飼料飼料コンビナート振興協会、青森県養豚協会、青森県酪農協会、青森県飲用牛乳協会、青森県人工授精師協会、青森県動物薬品器材協会、青森県食肉事業協同組合連合会
- ② 農協等 全国農業協同組合連合会青森県本部、青森県畜産農業協同組合連合会、青森県農業共済組合、青森県家畜市場（青森県畜産農業協同組合連合会）、三本木産地家畜市場
- ③ その他 公益財団法人青森県学校給食会、青森県農業会議

(オ) 防疫従事者の動員

動員方針に基づき、農林水産政策課に県職員動員名簿の取りまとめを依頼する。県職員

だけでは防疫従事者が不足すると想定される場合には、自衛隊の派遣について、動物衛生課と協議するとともに、農林水産政策課を通じて防災危機管理課に手続等の準備を依頼する。

(カ) 家畜防疫員等の派遣依頼

現地家保の試算において、発生状況確認検査等に従事する家畜防疫員が不足すると想定される場合には、他都道府県からの家畜防疫員の派遣の取りまとめを動物衛生課に依頼する。

(キ) 殺処分及び死体等の処理方法の検討

現地家保が報告した殺処分及び死体等の処理方法について検討し、必要に応じて関係課（財産管理課、林政課、農村整備課等）と調整する。処理方法等が決定した場合は、動物衛生課に報告する。

また、処理方法が埋却の場合で、地下水位が高いことが予想される場合には、試掘の実施も検討する。

(ク) 防疫資材の点検と確保

各家保に防疫資材の点検及び確保状況の報告を指示するとともに、県動物薬品器材協会に資材確保の協力を依頼する。

なお、各家保の確保状況を取りまとめ、当該農場における防疫作業の開始までに資材が不足することが予想された場合には、動物衛生課に連絡し、国の備蓄資材の提供の準備を依頼する。

(ケ) 移動制限区域等の設定の準備

現地地域県民局が作成した案を基に、移動制限及び搬出制限区域の範囲を検討するとともに、総務学事課に連絡し、県報登載について準備する。

なお、病性の判定前であっても、口蹄疫等である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

(コ) 消毒ポイントの設置の準備

現地家保が決定した内容を基に、消毒ポイントの設置準備を進める。

なお、病性の判定前であっても、口蹄疫等である可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに緊急的に消毒ポイントを設置する。

(サ) 通行制限の準備

法第15条に基づく通行の制限又は遮断について、候補となる場所を県警本部に情報提供し、準備を依頼する。

(シ) 動物衛生課との連絡

現地家保等からの情報を取りまとめ、動物衛生課に順次情報提供するとともに、必要に応じ、防疫対応について協議する。

また、次の事項について、現地家保からの情報を取りまとめ、遅くとも家保遺伝子検査※の結果が判明するまでに動物衛生課に報告する。

※豚熱にあっては、家保の検査、その他の伝染病にあっては、動物衛生研究部門の遺伝子検査

- ① 当該農場における畜舎等の配置
- ② 周辺農場における対象家畜の飼養状況
- ③ 家畜のと殺に当たる人員及び資材の確保
- ④ 患畜等の死体の埋却地又は処理施設の確保（農林水産省の所有する移動式焼却炉の利用の有無を含む）
- ⑤ 消毒ポイントの設置場所
- ⑥ 当該農場の所在する市町村、隣接県及び関係機関への連絡

(4) 病性鑑定検査

ア 豚熱及びアフリカ豚熱の疑い事例において、当該農場から搬入された検体について、現地家保又は病性鑑定課は、次の検査を行う。なお、検査は防疫指針別紙1の方法で行う。

(ア) 現地家保

①解剖

②血液検査

(イ) 病性鑑定課

①抗原検査

ウイルス分離、遺伝子検査（家保遺伝子検査という）、蛍光抗体法

②血清抗体検査

エライザ法又は中和抗体試験

イ 病性鑑定課は、検査の結果、遺伝子又は抗体が陽性であった場合には、畜産課が動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルス又は遺伝子検体を国立研究開発法人農業・食品産業研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に送付する。なお、動物衛生研究部門への検査依頼は防疫指針様式5により行う。

(5) その他

(2) から(4)までの措置は、家畜の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、と畜場から口蹄疫等を疑う旨の届出を受けた場合には、現地家保は直ちに家畜防疫員を当該と畜場及び出荷農場に派遣し、(2)に準じた措置を講ずる。

なお、異常家畜が県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合、畜産課は直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。

4 病性決定時の措置

3の(4)の検査の結果を受け、農林水産省が防疫指針の規定により口蹄疫等の患畜又は疑似患畜と判定した場合には、畜産課、地域農林水産部及び家保は、次の措置を行う。

(1) 現地家保

ア 病性の決定

家畜防疫員は、検査結果を当該家畜の飼養者に連絡する。

イ 関係者への連絡

現地家保は、発生農場から一定の範囲以内※にある農場及びその他県が必要と認める者に対して、発生農場の住所についても情報提供する。

※豚熱及びアフリカ豚熱では、半径3km以内、口蹄疫、牛痘及び牛肺疫では、半径10km以内

なお、情報提供する際には、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(2) 現地地域農林水産部

ア 危機対策本部地方支部の設置

危機対策本部地方支部を設置するとともに、危機対策本部地方支部会議を開催し、これまでの経緯の確認、殺処分方法や移動制限等の防疫措置方針の決定、構成員の役割分担と連携を確認し、協力要請を行う。

なお、危機対策本部地方支部構成員の勤務時間は、原則12時間×2交代制とし、当分の間は、毎日24時間勤務体制をとれるよう配慮する。

イ 関係者への連絡

速やかに、次の者に対し、患畜又は疑似患畜と判定されたこと及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

(ア) 管内の対象家畜飼養者

(イ) 管内の各市町村

(ウ) 支部獣医師会、生産者団体その他関係団体の支部

(3) 他地域農林水産部及び他家保

ア 家畜防疫員等の派遣

畜産課から、現地家保への家畜防疫員の派遣依頼があった場合には、他家保長は、家畜防疫員を現地家保に派遣する。

畜産課又は現地対策本部から職員の派遣依頼があった場合、発生地域以外の地域農林水産部長は、職員を現地対策本部に派遣する。

イ 関係者への連絡

地域農林水産部は、家保と協力し、次の者に対し、患畜又は疑似患畜と判定されたこと及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

(ア) 管内の対象家畜飼養者

(イ) 管内の各市町村

(ウ) 支部獣医師会、生産者団体その他関係団体の支部

ウ 防疫従事者の派遣

(ア) 地域農林水産部は、動員バス等の出発時刻、到着予定時刻を現地対策本部へ連絡する。

(イ) 地域農林水産部は、動員バス等の出発前に、車内で作業スケジュール等の基本事項につ

いて説明を行う。その際、防疫従事者に所属する班名を伝える。

(4) 畜産課

ア 患畜等発生の告示

現地家保の家畜防疫員の届出に基づき、口蹄疫等の発生を県報に登載して告示するとともに、農林水産大臣に報告する。発生のあった市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知事に通報する。

イ 関係者への連絡

速やかに、次の者に対し、患畜又は疑似患畜と判定されたこと及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

(ア) 3の(3)のオの(エ)の⑦の畜産関係団体等

(イ) 近隣県

(ウ) 他家保

エ 公表

危機対策本部が設置されること、発生の概要及び防疫措置及び今後の防疫方針等について動物衛生課と調整を図り、国及び県が同時に公表する（防疫指針様式6）。

なお、以後の報道機関等の対応は、3の(3)のオの(エ)に準じて実施する。

エ 危機対策本部の設置

危機対策本部を設置して県対策本部会議を開催し、防疫対応の方針等を決定する。

オ 防疫措置に必要な人員の確保

防疫措置に必要な人員が、県職員、市町村及び関係団体等だけでは不足する場合には、動物衛生課と協議が整った上で、防災危機管理課を通じ、自衛隊法第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

また、家畜防疫員が不足する場合には、動物衛生課と協議した上で、国の職員や他都道府県の家畜防疫員の派遣を依頼する。

カ 防疫資材の確保

物資等の緊急輸送等に係る協定を締結している団体に対し、備蓄資材を発生農場近隣に設置した集合施設や発生農場等に運搬するよう要請する。それでも資材が不足する場合には、畜産課及び防災危機管理課が締結している協定を活用し、防疫作業に必要な資材を確保する。

5 発生農場における防疫措置

(1) と殺（殺処分）

ア 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、法第16条に基づきと殺することを伝達し、と殺指示書を交付する（様式21、防疫指針様式7）。

その際には、口蹄疫等の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第52条の3の規定により、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができないことについて、遺漏なく説明する。

イ 発生農場への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、網を張る等の方法により閉鎖する。

ウ 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として患畜又は疑似患畜であると判定された後24時間以内にと殺を完了する※。

※肥育牛飼養農場で150～300頭、肥育豚農場で1,000～2000頭の飼養規模の場合を想定。

エ と殺は、臨床症状が確認されている家畜を優先して行う。また、口蹄疫の発生時において複数の畜種のと殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。

オ と殺は、原則として畜舎内で行う。やむを得ず畜舎外でと殺する場合には、次の措置を講ずること。

（ア）外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

（イ）家畜が逃走しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

カ と殺は、防疫従事者の安全性を確保することに留意し、薬殺、電殺等の方法により迅速に行う。特に豚のと殺については、電殺や炭酸ガスによると殺など効率的な方法で行う。

キ 鎮静剤や麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、家畜の所有者、防疫従事者等の心情にも十分配慮すること。

(2) 死体の処理

ア 法第21条の規定に基づき、家畜防疫員の指示の下、当該農場又は当該農場周辺の埋却地において疑似患畜と判定後72時間以内※に発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜等が接近しない場所に限る。）において埋却する。ただし、湧水が確認されるなど埋却地に不都合が発生した場合や、やむを得ない事情によりこれら埋却地を確保出来ない場合には、市町村と連携し公有地（国、県、市町村有地）の利用により用地を確保する。

※※肥育牛飼養農場で150～300頭、肥育豚農場で1,000～2000頭の飼養規模の場合を想定。

イ やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

（ア）当該死体を十分に消毒する。

（イ）原則として、密閉車両及び密閉容器を用いる。これらがない場合には運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

（イ）積込み前後に車両表面全体を消毒する。

（ウ）原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

（エ）近隣の農場付近の通過を避けられない場合には、他の車両との交差を避けるよう調整したうえで、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

（オ）移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

- (力) 死体を処理する場所まで、家畜防疫員又は家畜防疫員の指示を受けた県職員等が同行する。
 - (キ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - (ク) 移動経過を様式5-2に記録し、保管する。
- ウ 焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理を行う。この化製処理を行うための死体の移動に当たってはイの措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、イに準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則としてアの場所に行う。
- エ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- (ア) 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - (イ) 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - (ウ) 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、処理施設の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。
- (エ) 焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。

(3) 汚染物品の処理

- ア 発生農場等に由来する次の物品は法第23条の規定に基づき、家畜防疫員の指示の下、汚染物品として、原則として、焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。
- (ア) 精液、受精卵等の生産物（ただし、病性等判定日から遡って21日目※の日より前に採取され区分管理されていたものを除く。）
- ※アフリカ豚熱では15日目
- (イ) 排せつ物
 - (ウ) 敷料
 - (エ) 飼料
 - (オ) その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
- イ やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。
- (ア) 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - (イ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - (ウ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - (エ) 近隣の農場付近の通過を避けられない場合には、他の車両との交差を避けるよう調整したうえで、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - (オ) 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - (カ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - (キ) 移動経過を記録し、保管する。

- ウ 焚却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて実施する。
- (ア) 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- (イ) 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- (ウ) 焚却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。
- (エ) 汚染物品の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、処理施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

(4) 畜舎等の消毒

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、法施行規則第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、口蹄疫においては、酸性又は強アルカリ性消毒薬を用い、その他の疾病については、これらに加えて、逆性石けん液等を用いて行う。

【有効な消毒薬】

①口蹄疫病ウイルスに有効な消毒薬

苛性ソーダ（2%）、苛性カリ（2%）、炭酸ソーダ（4%）、ホルマリン液（10%）、消石灰（有効なpHを確保できること）、蒸気等。

②その他の疾病に有効な消毒薬

①に加え、逆性石けん液等

(5) と畜場等における防疫措置

と畜場、家畜市場等において異常家畜が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において（1）から（4）に準じた防疫措置を講ずることとする。

なお、と畜場での発生の場合には、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）についても検討すること。

また、（4）に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となることから、原則として、農林水産部職員は処理場内の生きた家畜が扱われる場所を、健康福祉部職員はそれ以外の処理施設内を中心とし、両部局が連携して実施する。

と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄した上で、1回以上の消毒をもって消毒の完了とすることができます。

(6) 家畜の評価

- ア 家畜の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家畜が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
- イ 評価額の算出は、原則として、防疫指針留意事項別紙2により行い、当該家畜の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費を加算して行い、これに当該家畜の体形、産歴、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- ウ 家畜の所有者等は、と殺に先立ち、家畜の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体形・骨格が分かるように写真を撮影する。
- エ 農林水産省は、都道府県において家畜の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

6 通行の制限又は遮断

- (1) 畜産課は、動物衛生課と協議した後、法第15条の規定に基づく発生農場周辺の通行の制限又は遮断について、県警本部に協力を要請する。現地家保は、畜産課からの指示があり次第、管轄の警察署及び市町村と協力し、法第15条の規定に基づき発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。なお、通行の遮断箇所の運営等は、現地地域農林水産部が管理者となり、警察署、市町村と協力して実施する。
- (2) 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、現地対策本部は、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるようあらかじめ調整する。
- (3) 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示等の方法については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

7 移動制限区域及び搬出制限区域

(1) 制限区域の設定

畜産課は、本病の発生の確認後、速やかに、法第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき定めた青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和50年4月青森県規則第19号。以下「県規則」という。）に基づき、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）、期間及び内容等について告示する。

なお、豚熱ワクチン接種区域である本県において、豚熱の患畜又は疑似患畜が確認された場合及び野生いのししの感染が確認された場合は、制限区域を設定しない。

また、制限区域の設定は、原則として防疫指針の規定により行う。

【各疾病の制限区域の発生農場を中心とした半径の距離】

	移動制限区域	搬出制限区域
口蹄疫	10km	20km
アフリカ豚熱	3km	10km
牛痘	10km	20km
牛肺疫	1km	5km

野生动物で感染が確認された場合には、当該野生动物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域を移動制限区域に設定する（牛肺疫及び豚熱を除く。）。

(2) 対象家畜の所有者等への連絡

畜産課は、区域の設定後、速やかに、畜産関係団体、飼料製造業者等に対し、発生農場の所在地及び制限内容等について、電話、ファクシミリ等により周知する。

地域農林水産部は、家保及び市町村と協力し、速やかに、区域内の全ての家畜の所有者に対し、制限内容等について、電話、ファクシミリ等により周知する。

(3) 制限区域内の農場等への指導

ア 制限区域を管轄する地域農林水産部は、次に挙げる者に対し、それぞれに定める事項について関係者への指導を行う。また、家保と協力し、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

【指導事項】

(ア) 対象家畜の所有者

- ① 畜舎等への関係者以外の出入りを自粛し、関係者であっても入出上の回数を最小限にすること。
- ② 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- ③ 畜舎の出入口、畜舎周辺及び衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- ④ 畜舎内は、口蹄疫等の病原ウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。
- ⑤ パドックの利用を控えるとともに、農場周辺に囲障を設置し、飼養家畜と野生動物との接触を防止すること。

(イ) 獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等の畜産関係者

- ① 感染リスクの低い経路を選択すること。
- ② 携行する器具又は薬品は、最小限とすること。
- ③ 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ④ 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- ⑤ 車両の農場の敷地内への乗り入れを自粛すること。

- ⑦ 移動経路を記録し、保存すること。
- (ウ) 死亡獣畜取扱業者
- ① 感染リスクの低い経路を選択する。
 - ② 車両等の消毒を徹底すること。
 - ③ 原則として、農場入口で受渡しを行う。
 - ④ 配送経路を記録し、保存すること。
- (エ) 飼料運搬業者、生乳運搬業者
- (オ) 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設
- 車両の消毒を徹底すること。

- イ 制限区域を管轄する地域農林水産部は家保と協力し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、制限区域内の全ての対象家畜所有者を対象に、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数及異常の有無を移動又は搬出制限の解除日まで報告するよう求める。特に、特定症症状を確認した場合には直ちに通報するよう指導する。
- ウ 報告先は現地地域農林水産部とし、現地地域農林水産部は、アの報告を集計し、直ちに現地家保に連絡する。

(4) 制限区域の変更

ア 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

イ 制限区域の縮小

発生状況等から、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなつたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を縮小することができる。この際、移動制限区域の外縁から新たに搬出制限区域を設定する。

【各疾病の制限区域の縮小時の発生農場を中心とした半径の距離】

	移動制限区域	搬出制限区域
口蹄疫	5 k m	10 k m
アフリカ豚熱	1 k m	7 k m
牛痘	5 k m	10 k m
牛肺疫(変更はない)	1 k m	5 k m

野生動物において感染が確認された場合には、当該野生動物が確認された地点を中心半径10k m以内の区域を移動制限区域に設定する。

(5) 制限区域の解除

次の要件に該当する場合は、畜産課は、動物衛生課と協議の上、県規則第3条第2項の規定に基づき、告示により制限を解除する。

ア 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合

- (ア) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、死体の処理及び汚染物品の処理及び畜舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後一定期間※が経過した後に実施する清浄性確認検査により全ての陰性を確認すること。
※一定期間とは、口蹄疫では10日、豚熱では17日、アフリカ豚熱では11日、牛痘では17日、牛肺疫では52日経過した期間のこと。
- (イ) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後一定期間※が経過していること。

※一定期間とは、口蹄疫では21日、豚熱では28日、アフリカ豚熱では22日、牛痘では28日、牛肺疫では63日経過したこと。

イ 搬出制限区域

(ア) の①の検査により全て陰性を確認した場合（ただし、口蹄疫では解除しない）。

(6) 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げる物品とする。

ア 生きた対象家畜

イ 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（ただし病性判定日から遡って規定する日※より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

※口蹄疫では21日、豚熱では21日、アフリカ豚熱では15日、牛痘では28日、牛肺疫では63日

ウ 対象家畜の死体

エ 対象家畜の排せつ物等

オ 敷料、飼料、家畜飼養器具（農場以外からの移動は除く）

(7) 制限の対象外

ア 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

本病の発生状況、環境保全の観点を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異常がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、排泄物等、敷料又は飼料について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒することを目的に指針に基づく措置を実施したうえで、焼却施設等その他必要な場所に移動することができる

イ 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ウ 制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ 移動制限区域内の対象家畜のと畜場への出荷【豚熱及びアフリカ豚熱】

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、指針により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

ア 当該農場について、発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って3日以内に採材した検体がPCR検査又は蛍光抗体法により陰性と確認されていること。

② 豚等の移動時には、次の措置を講ずる。

(ア) と畜をする当日に移動させる。

(イ) 移動前に、臨床的に農場の豚等に異状がないか確認する。

(ウ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

(エ) 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

(オ) 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に進入しない。

(カ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

(キ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(ク) 移動経過を記録し、保管する。

オ 搬出制限区域内の対象家畜のと畜場への出荷【豚熱及びアフリカ豚熱】

搬出制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

カ 制限区域外の対象家畜のと畜場への出荷【豚熱及びアフリカ豚熱】

制限区域外の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の3により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する

8 家畜集合施設の開催等の制限

(1) 制限事項

ア 畜産課は、動物衛生課と協議の上、県規則第6条第1項の規定に基づき、制限区域における次の事業の実施、催物の開催等を禁止する。なお、当該事項の禁止は、県規則第6条第2項及び第3の規定に基づき、告示等により実施する。

(ア) 移動制限区域内

① と畜場（食肉加工場を除く）

新たな家畜の受入業務（判明時に既に受け入れている生体のと殺や処理途中のと体の処理等は実施可能）

② 家畜市場、家畜共進会等

新たな家畜の受入業務（判明時に既に受け入れている家畜については、原則として会場内で飼養する）

③ 放牧

新たな放牧の実施（放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を中止する）

(イ) 搬出制限区域内

動物衛生課と協議の上、家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物の開催、放牧を禁止する。

(2) 制限の対象外

ア 口蹄疫、牛疫、牛肺疫

原則として、制限区域設定後21日間（牛疫では2日間、牛肺疫では63日間）は、制限の対象外を設けない。

イ 豚熱及びアフリカ豚熱

① と畜場の再開

(ア) 再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、指針に定める要件のいずれにも該当する場合は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。地域農林水産部は、市町村及び家保と協力し、防疫指針に規定される再開後の遵守事項が徹底されるよう、関係者を指導する。なお、と畜場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

なお、再開した施設において、遵守事項が守られていないことが確認された場合は、当該施設における事業の実施を再度禁止する。

9 消毒ポイントの設置

(1) 設置

ア 本病の発生を想定して、あらかじめ消毒ポイントの設置案を作成するものとし、農場ごとの設置場所及び箇所数を家畜保健衛生所長が決定する。

豚熱発生時の消毒ポイントについては、制限区域を設定しないことから、原則、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1kmの範囲内）に緊急消毒ポイントのみを設置する。なお、緊急消毒ポイント以外に消毒ポイントを設置する場合は、現地の家畜保健衛生所長と相談の上、必要と判断した場合、必要な場所に消毒ポイントを設置する。

イ 発生農場及び制限区域を管轄する地域農林水産部農業普及振興室は、設置案に基づき、道路使用許可（警察署）、道路占用許可（国土交通省青森河川国道事務所又は地域県民局地域整備部）等の必要な手続及び設置場所の地権者に承諾を得た後、市町村、警察署、道路管理者等の協力を得て、感染拡大を防止することに重点を置き、次の（ア）、（イ）の消毒ポイントを設置する。

なお、消毒ポイントの設置場所と対象車両は危機対策本部が周知することとし、特に畜産関係車両（飼料輸送車、家畜輸送車、家畜飼養者、堆肥等輸送車、家畜診療車、畜産関係資材等輸送車、動物用医薬品販売業者等の業務用車両など）については、必ず消毒ポイントを通行するよう各業界団体に周知する。

また口蹄疫の発生時には、一般車両も対象として消毒マット等を用いた消毒を実施する。

（ア）緊急消毒ポイント

簡易検査の陽性判定後、速やかに設置することとし、農場出入口のほか、状況に応じて当該農場からおおむね1キロメートルの範囲内に設定する。

対象は一般車両を含めた全ての車両とし、出入り双方向に向かう車両を消毒するものとする。

（イ）制限区域消毒ポイント

患畜又は疑似患畜決定後に設置することとし、移動制限境界及び搬出制限区域境界付近の幹線道路沿いに設定する。

対象は畜産関係車両とし、消毒は制限区域から出る方向のみ実施するものとする。

また、高速道路インターチェンジが制限区域内の場合は高速道路の入口側に設置する。

ウ 消毒ポイントでの消毒作業は、原則、大型車両も停車可能なスペースを確保して実施することとし、動力噴霧器等により車両全体を消毒するとともに運転席の清拭も行い、また運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底する。

（2）設置場所の見直し

移動制限区域の拡大、縮小等に合わせて、その都度、設置場所を見直す。

（3）運営

危機対策本部では畜産課、危機対策本部地方支部では地域農林水産部農業普及振興室職員（消毒ポイント運営班長）が総括責任者となり、県民局職員、県警、市町村、関係団体等が協力して運営する。

原則、8時間3交代制の24時間体制で作業することとするが、畜産関係車両の稼働状況を考慮し、運営時間を制限できるものとする。

10 ウイルス浸潤状況の確認

(1) 疫学調査

ア 疫学調査の実施方法

現地家保は、現地地域農林水産部と協力し、防疫指針に基づき疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、病原体に汚染したおそれのある家畜（以下、「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

【疫学調査に関する実施項目】

発生した疾病の感染経路をあらゆる面から検証するため、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他病原体を伝播する可能性のある事項について幅広く疫学情報の収集を行う。なお、感染経路の究明のために行う検体の採取に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。

1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある豚等の飼養農場及び畜産関係施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等）

2 調査事項

- (1) 農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離、周辺の農場の有無など）
- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向など
- (3) 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入などの車両や精液及び受精卵等の運搬物資の動き
- (4) 農場主、農場従業員、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
- (5) 放牧の有無（有の場合、その期間及び場所）
- (6) 野生いのししの分布、侵入及び接触機会の有無
- (7) 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策など
- (8) 農作業用機械の共有の有無
- (9) 発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

【疫学関連家畜の検査における採材頭数】

疫学関連家畜について、患畜又は疑似患畜との接触後一定期間※を経過した後に行う血清抗体検査に係る採材頭数は、95%の信頼度で 10%の感染を摘発することが可能な数として、以下のとおりとする。

飼養頭数	採材頭数
1～15頭	全頭
16～20頭	16頭
21～40頭	21頭
41～100頭	25頭
101頭以上	30頭

※一定期間とは

口蹄疫では14日、豚熱では21日、アフリカ豚熱では15日、牛痘では21日、牛肺疫では56日

(2) 疫学関連家畜

(1) の調査の結果、次の条件に該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、臨床検査を行う（移動制限区域に含まれている場合を除く。）とともに、患畜又は疑似患畜との接触後一定期間※を経過した後に臨床検査及び精密検査を行う。

※口蹄疫では14日、豚熱では21日、アフリカ豚熱15日、では牛疫では21日、牛肺疫では56日

ア 疫学関連家畜

(1) のアの調査の結果、次の①から④までのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、畜産課は動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜として、法第32条第1項の規定に基づき、移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに現地家保は臨床検査を行うとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）規定された期間（口蹄疫では14日、豚熱では21日、アフリカ豚熱では15日、牛疫では21日、牛肺疫では56日）を経過した後、臨床検査及び簡易検査を行う。

- ① 病性等決定日から遡って一定期間※以内に患畜と接触した対象家畜
- ② 病性等決定日から遡って一定期間※以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した対象家畜
- ③ 口蹄疫、牛疫、牛肺疫においては、病性等判定日から遡って一定期間※以内に患畜又は疑似患畜（第4の2の（2）の②に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜
- ④ 指針に規定※された疑似患畜と判定された家畜が飼養されていた農場で飼養されている対象家畜。

なお、病性等判定日から遡って日一定期間※以内に発生農場の衛生管理区域に入りした人、物又は車両が当該入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に入りした場合には、当該人、物又は車両の入り時の消毒等の実施状況を勘案し、畜産課は動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている対象家畜について、疫学関連家畜とする。

※各疾病ごとの期間と対象

疾病名	①～③	④ 指針	④
口蹄疫	8日以上21日	第4の2（2）④～⑥	21日
豚熱	11日以上28日	第5の2（2）④～⑥	28日
アフリカ豚熱	8日以上22日	第4の2（2）④～⑥	22日
牛疫	11日以上28日	第4の2（2）⑤～⑦	28日
牛肺疫	29日以上63日	第4の2（2）⑤～⑦	63日

イ 疫学関連農場における移動の制限

疫学関連家畜を飼養する農場においては、アで疫学関連家畜と判断されてから患畜又は疑似患畜との接触後、規定された期間※を経過した後に実施する検査で陰性が確認されるまで、法第32条の規定に基づき、次のものの移動を制限するとともに当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

※規定された期間とは

口蹄疫では14日、豚熱では21日、アフリカ豚熱では15日、牛疫では21日、牛肺疫では56日

- ① 生きた家畜
 - ② 生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）
 - ③ 採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って一定期間※より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ※一定期間とは、口蹄疫では21日、豚熱では21日、アフリカ豚熱では15日、牛疫及び牛肺疫指針に記載なし
- ④ 家畜の死体
 - ⑤ 排せつ物等
 - ⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

(3) 制限区域内の周辺農場の検査

ア 発生状況確認検査

制限区域を管轄する家保は、他家保、市町村、農協等の関係団体と協力し、動物衛生課から患畜又は疑似患畜と判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に実施する。

(ア) 対象農場と検査方法

疾病名	対象農場	検査方法
口蹄疫	①移動制限区域内の農場	電話による異常の有無の調査
	②半径1km以内の農場及び移動制限区域内の大規模飼養農場、①により異常が確認された農場	臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査
豚熱	移動制限区域内の農場	臨床検査、血液検査、遺伝子検査、血清抗体検査
アフリカ豚熱	移動制限区域内の農場	臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査
牛疫	口蹄疫と同じ	口蹄疫と同じ
牛肺疫	口蹄疫と同じ	口蹄疫と同じ

(イ) 採材及び検査方法

発生状況確認検査及び清浄性確認検査に係る採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数として、以下のとおりとする。

飼養規模	採材頭数
1～15頭	全頭
16～20頭	16頭
21～40頭	21頭
41～100頭	25頭
101頭以上	30頭

イ 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後一定期間※が経過した後に、当該移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査を行うとともに、アと同様の検査を行う。

※一定期間とは、口蹄疫では10日、豚熱では17日、アフリカ豚熱では11日、牛疫では17日、牛肺疫では52日

(4) 検査員の遵守事項

- (1) 及び(3)の検査を行う者は、次の事項を遵守する。
- ア 発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、(1)の調査及び(3)の検査において、農場に立ち入らないものとする。
- ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。
- イ 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- ウ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- エ 立ち入った農場の家畜について(1)のイ又は(2)の検査で異常又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜等に当たらないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

11 ワクチン

- (1) 農林水産省が、発生状況等を考慮して緊急防疫方針を定め、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合、接種地域を管轄する家保は、緊急防疫方針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する（ただし、アフリカ豚熱ではワクチンが開発されていないため対象外）。
- (2) 畜産課は、国が動物検疫所に備蓄ワクチンの送付を受けた場合には、防疫指針様式「受領書」（口蹄疫では様式7、豚熱では様式6）により受領する。また、ワクチンの接種が終了した場合には防疫指針様式「予防液使用報告書」（口蹄疫では様式8、豚熱では様式7）により、動物衛生課に報告する。
- (3) ワクチンの接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- (4) ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- (5) 畜産課は、未開梱のワクチンについて、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分にするなど適切に処理を行う。

12 その他

(1) 発生原因の究明

患畜又は疑似患畜であると判定したときは、発生農場に関する疫学情報の収集、家畜、人（農場作業者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料の給与状況（輸入飼料の利用有無等）、関係者の海外渡航履歴、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。

(2) 家畜の所有者及び防疫従事者への対応

本病の収束後も、家畜の所有者や防疫従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、相談窓口の運営を継続するなど、きめ細かな対応を行うよう努める。